

申請者様へ

愛西市土木課長

土のう回収依頼について

日頃より市内の側溝浚渫にご協力いただき、誠にありがとうございます。側溝浚渫の際に発生した汚泥につきましては、土のう袋に入れていただき、市が委託する専門業者にて回収を行っております。下記の方法で手続きを行っていただきますようお願いいたします。

記

[側溝浚渫届について]

- 届出方法 「側溝浚渫届」を記入し、回収場所の位置図を添付してください。
※蓋上げ機の貸出につきましても「側溝浚渫届」にご記入ください。
- 届出場所 佐屋・立田地区 = 本庁舎土木課
八開・佐織地区 = 佐織支所

[土のう回収日について]

- 回収の流れ
- ・ 側溝の浚渫が終わり、土のう袋が出たら、次の【月曜日 午前11時】までに本庁舎土木課に連絡してください。（月曜日が祝日の場合は翌開庁日）
※連絡の際に土のうの数量、場所の連絡もお願いします。
※中止・延期となった際も午前11時までに必ずご連絡ください。
 - ・ 連絡をいただいたものについて、当日または翌開庁日に回収します。

[注意点]

※回収は業者に依頼して行なっています。土木課への連絡が遅れると回収が翌週になってしまいますので、早めのご連絡をお願いいたします。

※万が一届け出が遅れてしまった場合は翌回収日までの間、通行に支障をきたさないように保管をしていただくようお願いいたします。

※土のう袋の中身は側溝の汚泥のみとしてください。草や枝、ごみ等は回収できません。

(申請から回収の流れ)

側溝浚渫届を提出
↓
側溝浚渫の実施
↓
月曜日の午前11時までに土木課へ回収依頼の連絡(中止・延期の場合も)
↓
業者により回収

問い合わせ・回収のご連絡は、
愛西市土木課へ

TEL:0567-55-7125